

令和元年 10 月 18 日
北海道管区行政評価局

「独立行政法人等における障害者等への配慮に 関する実態調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域における行政上の問題について、その改善を図るための調査（地域計画調査）を企画、実施しています。

今回、障害者等への配慮を推進する観点から、独立行政法人等における障害者等に配慮した施設・設備の整備状況等について、別紙のとおり調査を実施しますので、お知らせします。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

評価監視部第一評価監視官 熊谷（くまがい）

電 話：011-709-2311（内線 3142）

F A X：011-709-1843

メー ル：hkd11@soumu.go.jp

※ 本資料は、総務省北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

独立行政法人等における障害者等への配慮に関する実態調査

調査の背景

- バリアフリー法^(注1)等に基づき、不特定多数の者等が利用する建築物の所有者等は、当該建築物について、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等が求められている。
- 障害者差別解消法^(注2)に基づき、国の行政機関及び独立行政法人等は、障害者にとっての社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、施設の構造の改善や、職員が障害者に適切に対応するために必要な要領の作成などが求められている。

(注1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

(注2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

- 北海道内における障害者数^(注3)は約40万8,000人（人口の7.7%）となっており、この10年間で約5万3,000人増加

(注3) 平成29年度末時点の身体障害、知的障害及び精神障害に係る手帳交付者数の合計

- 当局は、北海道内の国の行政機関を対象に、「国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査」（平成28年12月～29年4月）を実施し、その結果、庁舎のバリアフリー化の推進などについて、改善が図られている。

- 北海道内には、国の行政機関と同様に、合理的な配慮の提供が求められている独立行政法人等であって、不特定多数の者等が利用する施設を有する機関等が所在しており、障害者等への配慮に係る取組を一層推進することが期待される。

- 障害者等への配慮を推進する観点から、国の行政機関に対する調査に続き、独立行政法人等における障害者等に配慮した施設・設備の整備、職員等の対応に係る取組の実施状況等について調査

調査項目

- 1 障害者等に配慮した施設・設備の整備状況
- 2 障害者等に配慮した職員等の対応に係る取組の実施状況
- 3 その他

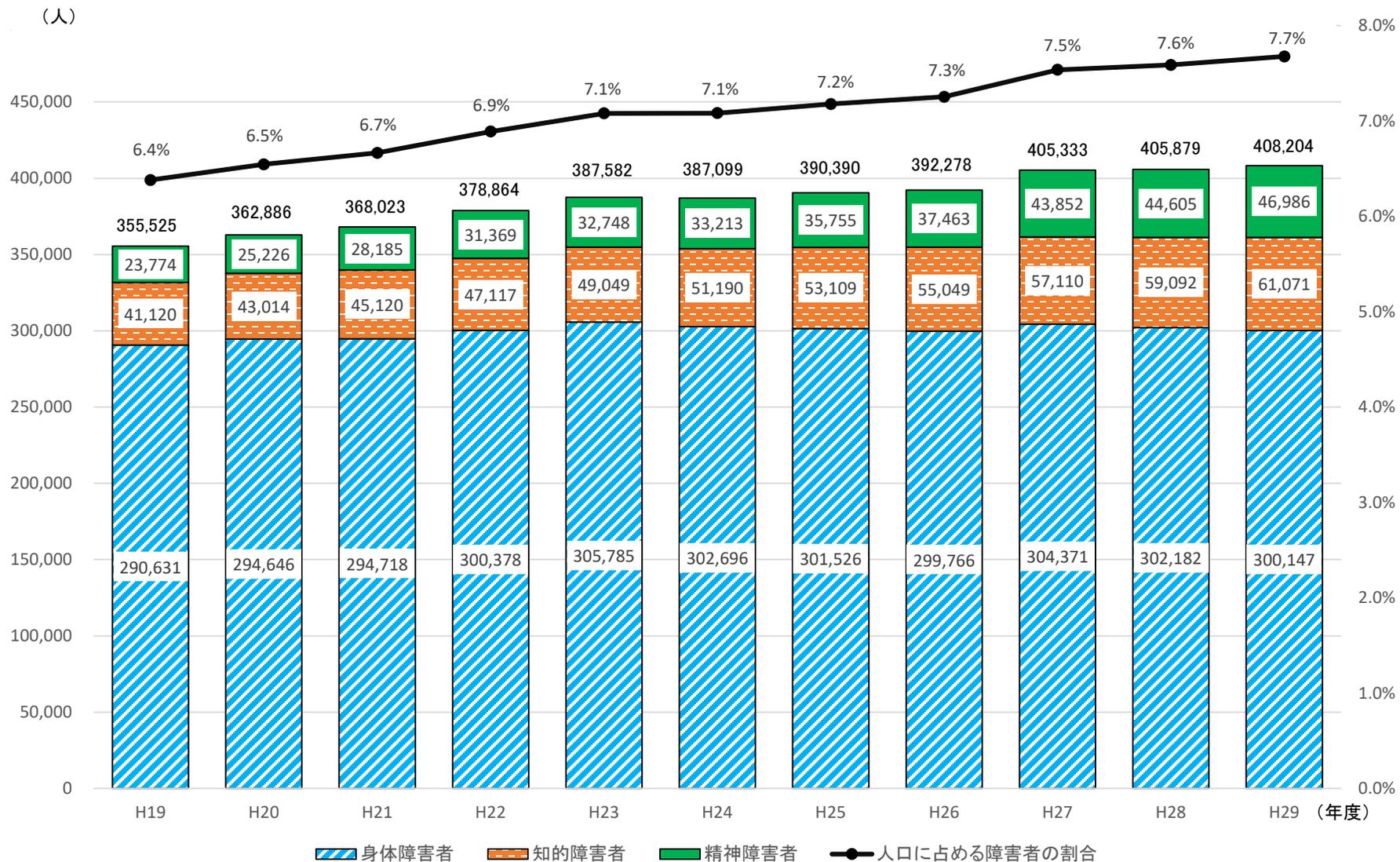
調査対象機関等

北海道内の独立行政法人、特殊法人
関係団体 等

調査実施期間

令和元年9月～11月（予定）

北海道内における障害者数の推移



(注)1 厚生労働省の福祉行政報告例及び衛生行政報告例に基づき、当局が作成した。

2 「人口に占める障害者の割合」の「人口」については、平成19年度から24年度は住民基本台帳、25年度から29年度は住基ネットによる（各年度末現在）。